

平成28年12月16日

神奈川県  
保健福祉局福祉部長 } 様  
県民局次世代育成部長

社会福祉法人 中心会  
理事長 浦野正男

指導監査の指摘事項に対する改善について（報告）

平成28年10月28日付け高福第580号通知にて指摘のありました事項について、次のとおり改善措置を講じたので、理事会議事録の写しを添えて報告いたします。

指 摘 事 項	改 善 措 置
<p>1 給食原材料は確実に保存してください。</p>	<p>1 9月22日（朝食・汁物の原材料/白葱、夕食・主菜の原材料/鯖）9月29日（夕食・主菜の原材料/鮭）の3品の採取漏れ。いずれも、調理前の原材料の採取漏れであった。</p> <p>手順では、原材料の採取は仕込み時に行うが、記入漏れのあった主菜に関しては調理師が採取する事が殆どであった。調理師は2人配置されているが、両日共に漏れのあった日は同じ調理師（A）が担当していた。点検の結果から、調理師（B）は取り忘れる事が無く、調理師（A）の個人的なミスと考えられた。</p> <p>取組みとして、個人的なミスと捉えず、調理場全体で採取漏れを防ぐ様に採取方法を見直した。採取する袋に予め原材料や調理済食品の名前を記載して、採取漏れがあれば袋が残る様にした。また、一日の終わりにチェックをする担当者を決めて、漏れが無いか確認をしている。</p>
<p>2 契約について、競争入札によらず業者を決定している事例が認められたので、経理規程に基づく入札手続きを行ってください。</p> <p>なお、随意契約で行う場合は、その理由を稟議書等により明確にしてください。</p>	<p>2 事業所と海老名駅間の送迎バスの運行管理委託業者選定において指摘を受けたもの。</p> <p>送迎バス導入形態の組み立て時より関わってきたことを理由とした随意契約が適切であるという認識であったため。</p> <p>入札に付さない場合は、経理規程に規定する相当の理由に合致することの確認を確実におこない、合理的な理由に相当することの妥当性を明示する。</p> <p>指摘を受けた上記の契約については、次期契約更新の機会に向け経理規程に則った手続きにより、業者の再選定をおこなう。随意契約を行う場合は起案書に明記する。</p>